

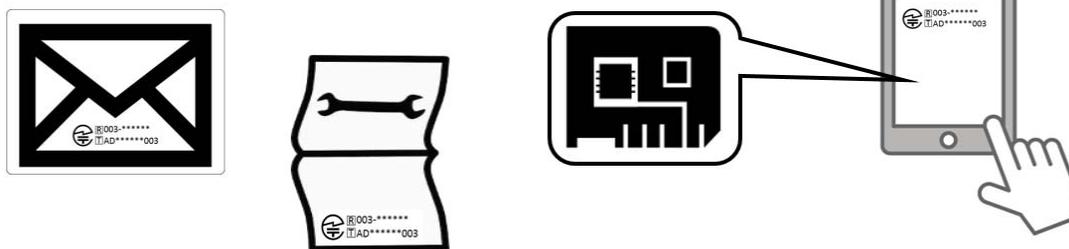
技適マーク等の表示方法に関して

平成 26 年 8 月 8 日総務省令第六十七号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」及び平成 26 年 8 月 14 日総務省令第六十八号「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令」の公布により、技適マーク等の表示方法が改正され、平成 26 年 9 月 1 日に施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

- 1 技適マークの直径が「5mm 以上（体積 100cc 以下の場合は 3mm 以上）」から「**3mm 以上**」となりました。
- 2 技適マーク等の適合表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備、表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該特定無線設備（当該端末機器）に付属する「取扱説明書 及び 包装 又は 容器の見やすい箇所」に付すことが可能となりました。
- 3 「適合表示無線設備（適合表示端末機器）を組み込んだ製品の見やすい箇所に表示を付すこと」又は「適合表示無線設備（適合表示端末機器）を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、特定の操作によって当該適合表示無線設備（当該適合表示端末機器）を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示すること」が可能となりました。

※「適合表示無線設備（適合表示端末機器）を組み込んだ製品」に電磁的方法によって表示を付する場合は、「電磁的方法によって表示を付した旨」及び「当該表示の表示方法」について、これらを記載した書類の当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにする必要があります。



お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部
078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)
E-mail: sch_rf@dspr.co.jp